

皆さんの地域の「人と農地の問題」 について考えてみませんか

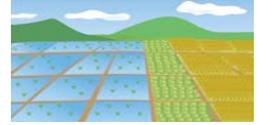
(人・農地プラン／新規就農／農地集積)

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」があり、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。

皆さんの地域ではいかがでしょうか？

地域の皆さんで話し合っってプランを作り、実行していくことによって「人と農地の問題」を解決しましょう。

プランの作成や就農者の増加、農地の集積を応援します。



1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

などを決めていただきます。



〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、地域的なまとまりを持つ農業集落や地域をエリアとすることを基本としますが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加して下さい。

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）
※準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金（中心となる経営体に農地を提供する方）
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）

といった支援を受けることができます。

〈市町村による検討会の開催〉

- 市町村は、話し合いを受けて人・農地プランの原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催します。
- ※検討会のメンバーの概ね3割は女性
- 検討会の審査の結果適当と判断されたものは、市町村が人・農地プランとして正式決定します。

3 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。必要な部分から始めて、順次拡大していくことで構いません。一旦プランを決めても、

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。



新規就農者への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに人を雇いたいと考えている皆さんを支援します。

自ら独立して農業を開始する方

農業法人等へ就職する方

青年就農給付金(経営開始型)

農業を始めて間もない時期に
給付金を給付します。

**[給付額] 150万円/年
(最長5年間)**

農業を始めてから経営が安定するまで
の方で、以下の要件を全て満たす方(※1,2)

- ① 原則として45歳未満で独立・自営
就農する方
- ② 就農する市町村の「人・農地プラン」
に位置づけられている方(見込みも可)
- ③ 就農後の所得(本給付金以外)が
250万円未満の方

- ※1: 農家子弟の方でも、
ア 親とは別の経営をする場合
イ 親の経営から部門を独立させる場合
ウ 親元に就農してから5年以内に親から経営を
継承する場合
は給付対象となります。
※2: 青年就農給付金(準備型)の受給を要件とはし
ていません。

農の雇用事業

(農業法人等への支援)
農業法人等が新規就農者を雇用し
て、栽培技術や経営ノウハウなどの研
修を実施する場合に、研修に要する経
費を助成します。

[助成額]

**最大120万円/年/人
(最長2年間)**

- ※ 「人・農地プラン」に位置づけられて
いない方も対象となります。



青年就農給付金(準備型)

農業技術の研修中に給付金を給付します。

[給付額] 150万円/年(最長2年間)

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修
を受ける方で、以下の要件を全て満たす方

- ① 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方
- ② 都道府県が認める研修機関等で概ね1年以上研修する方
- ③ 研修終了後1年以内に就農する方
- ④ 自ら農業経営又は農業法人に雇用されて就農する方

- ※ 「人・農地プラン」に位置づけられている必要はありません。

農地集積への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農地の集積を進めようとする皆さんを支援します。

(1) 出し手に対する支援（農地集積協力金）

農地を出すこと（利用権設定又は農作業委託）への踏み切りを支援します。

① 経営転換協力金

| 【貸付等を行う面積】 | 【交付単価】（※3） |
|---------------|------------|
| 0.5ha以下 | : 30万円/戸 |
| 0.5ha超2.0ha以下 | : 50万円/戸 |
| 2.0ha超 | : 70万円/戸 |

※3:市町村への交付単価です。

② 分散錯圖解消協力金

【交付単価】（※3）
5千円/10a

【交付対象者】

土地利用型農業からの経営転換などをきっかけに「人・農地プラン」に位置づけられる中心経営体への農地集積に協力していただく

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

【交付対象者】

「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体の農地の連坦化に協力していただく

- ① 中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
- ② 中心経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

- 交付対象者は、農業者戸別所得補償制度の加入者である必要があります。
- 交付対象者は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人へ10年以上の白紙委任をする必要があります。

(2) 受け手に対する支援（規模拡大加算）

安定した土地利用の確保を支援します。

（「人・農地プラン」に位置づけられていない方も対象となります。）

規模拡大加算

【交付単価】 **2万円/10a**

【交付対象者】

農地利用集積円滑化事業により、面的集積して経営規模を拡大する農家

【面的集積要件の見直し】

「人・農地プラン」において中心経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、規模拡大加算の面的集積要件を大幅に緩和します。

➤ 農地法に基づく遊休農地対策について

上記の支援策と併せて、農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施（地域の中心となる経営体に貸し付けて、農地を集積する方向に誘導）

農地利用状況の調査



遊休農地所有者等に対する農地の利用増進のための指導

指導に従わない場合には、遊休農地所有者等への通知、勧告、買入協議、都道府県知事による調停、特定利用権の設定等の手続へ移行

よくある質問



すでに中心となる経営体がある地域でも、話し合いが必要ですか。

5年後、10年後も「人と農地の問題」が生じないと考えられる地域では不要です。
ただ、新規就農者を位置付けた「人・農地プラン」を作ることで、青年就農給付金等のメリットを受けられることもあります。

地域の中に中心となる経営体が見当たらないときはどうしたらいいでしょうか。

新たに集落営農を立ち上げるのも一つの方法です。
また、他の地域の農業法人等や新規就農者を「人・農地プラン」に位置づけることもできますので、幅広くご検討下さい。

話し合いの結果、集落営農組織をつくることになりましたが、今まで別の経営体に貸していた農地を返してもらってもよいでしょうか。

将来にわたってやっていく意欲と能力のある経営体がある場合に、集落営農組織を作ることでその経営体の発展を妨げることは好ましくありません。

青年就農給付金、農地集積協力金等の詳しい給付要件を教えてください。

このパンフレットに記載している内容について、さらに詳細な情報を農林水産省のホームページに掲載しています。また、下記の相談窓口でもご案内しています。

お問い合わせ先



農林水産省経営局経営政策課 03-6744-0577

農地政策課 03-6744-2151

就農・女性課 03-3501-1962



※これらの事業は、平成24年度予算の成立が前提であり、かつ、今後、内容に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

農林水産省HPアドレス（各地域の「人と農地の問題」を解決しましょう！）
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi.html